

広島県告示第五百八十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定によって、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を次の者に認定した。

平成二十一年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

次の表イ欄に掲げる学校において、同表ロ欄に掲げる学科の課程で同表ハ欄に掲げる修業年限を修めて卒業した後、建築に関して同表ニ欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

イ	ロ	ハ	ニ
(学校名) 学校法人 福山大学 (所在地) 福山市東村町字三蔵九八五番地の一	工学部建築・建設学科 (建築コース、住空間 コース、スペースデザ インコース、土木コー ス〔建築士受験資格講 座履修〕)	四年	〇年
(学校名) 学校法人 福山大学 (所在地) 福山市東村町字三蔵九八五番地の一	工学部建築・建設学科 土木コース(建築士受 験資格講座非履修)	四年	一年